

今回のテーマ:「マイナンバーの留意点 その1」

6月17日開催の「第14回税制改正セミナー」において、「マイナンバーの記載対象の見直し」について若干触れましたが、今回はその補足として「扶養控除等申告書関係」のFAQの中から一部を要約してお知らせします。

Q1 平成29年分の扶養控除等申告書(以下、Ⓢ)から、どのような場合にマイナンバーを記載しなくてよいのですか。

A1 給与支払者が、従業員本人、控除対象配偶者等の氏名およびマイナンバー等を記載した「帳簿」を備えている場合には、その従業員のⓈにはマイナンバーの記載が不要です。

Q2 上記「Q1」の「帳簿」は、電磁的記録で備えることができますか。

A2 できます。

Q3 Ⓢへのマイナンバーの記載が不要な場合に、マイナンバー欄のないⓈを使用してもよいですか。また、マイナンバー欄に斜線を引いてもよいですか。

A3 どちらも問題ありません。

Q4 「帳簿」は、いつまで保存する必要がありますか。

A4 7年間です。

Q5 「帳簿」の記載内容に異動があった場合は、何か手続きを行う必要がありますか。

A5 従業員は、遅滞なく給与支払者に対して異動前、異動後の内容を記載した届出書を提出する必要があります。届出書の様式は定められていません。届出書は3年間保存してください。

Q6 異動に関するⓈを提出している場合にも、上記「Q5」の「届出書」を提出する必要がありますか。

A6 必要ありません。

